

「警察白書」に見る非行予防活動における児童福祉機関の役割

鈴鹿医療科学大学 藤原正範 (001315)

キーワード：非行予防、警察白書、児童福祉機関

1. 研究目的

平成 25 年度より 3 か年、分担研究者 4 名と共同して科学研究費研究「児童養護施設入所児童の非行予防に関する実証的研究－効果的な支援のために－」（課題番号 22530642）を実施中である。その研究の一環として、非行予防活動における機関連携の実際と課題を調査している。今回は、1997 年から 2013 年までの「警察白書」を素材に、警察政策において児童福祉機関との連携がどのように考えられてきたかを報告する。

2. 研究の視点および方法

「警察白書」は、警察活動を広く国民に知らせ、理解を得るため、警察庁により年 1 回発刊されている。平成 25 年「警察白書」は、昨今の治安をめぐる情勢から、「サイバー空間の脅威への対処」、「子供・女性・高齢者と警察活動」の 2 つを特集した。後者については、「児童虐待、配偶者からの暴力、高齢者虐待等の家庭内等で発生する事案が増加傾向」にあるという認識のもと、「国民の日常生活の安全・安心」の確保は「警察の力のみによって実現できるものではなく、社会全体で取り組む必要」があるとする。現在、警察サイドの非行予防活動としてもっとも大きな力を発揮しているのは、1997 年から各都道府県に設置された「少年サポートセンター」であり、同センターが警察の他機関との連携において中心的役割を果たす。同センターは、少年補導職員などを配置し、専門的な知識・技能を必要とし、または継続的に実施することを要する少年警察活動を担当する組織（少年警察活動規則）であり、少年に手を差し伸べる立ち直り支援、少年相談活動、街頭補導活動、広報啓発活動などの事業を行う。現在、全国に 191 か所設置され、うち警察施設内にあるものが 127、警察施設外のあるものが 64 である。

1997 年から 2013 年までの間に、警察の非行予防活動は、子どもを被害者にしない、被害に遭った子どもを助けるなど弱者としての子どもへの対応と一体化しつつ、その領域を拡大してきた。「警察白書」において、児童福祉機関との連携に関して直接的な書き込みはないが、警察サイドの他機関連携に関する論文等を参照しながら、警察が児童福祉機関との関わり（連携）をどのように考えてきたかを歴史的経緯の中でとらえた。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献資料によるものであり、倫理的問題は生じないと考えている

4. 研究結果

(1) 「警察白書」の記載－〔平成10年〕と〔平成25年〕の比較

〔平成10年〕1997年8月制定の「少年非行総合対策推進要綱」に基づき、各都道府県警察は、「それぞれの地域の実情等に応じつつ、少年非行等の問題に対し、関係機関や団体と協力しつつ、総合的取組み」を図る。「少年係の警察官、少年補導職員等を中心に、少年補導員等地域の少年警察ボランティアと協力して、……非行少年等の早期発見、補導」に努める。「非行少年を発見したときは、……、非行の原因、背景、少年の性格、交友関係、保護者の監護能力等を検討し、再非行防止のための処遇意見を付して、関係機関に送致、通告するなどの措置」をとる。

〔平成25年〕全ての都道府県に設置された少年サポートセンターの少年補導職員を中心に総合的な非行防止対策を行う。「警察署の少年部門とともに、少年の規範意識の向上及び社会の絆の強化を図る観点から、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の醸成等、非行少年を生まない社会づくり」に取り組む。「学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成」し、また、学校・警察連絡制度を全ての都道府県で運用し、「退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置」する。従来の少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員のほか新たに設けられた大学生を中心とした少年警察学生ボランティアなどが少年の健全育成活動に取り組む。

（「 」は、それぞれの年の「警察白書」の引用。なお、1997年から2013年までの「警察白書」の記載の変化については、口頭発表の時資料として配布する。）

5. 考察

石川正興らの研究によれば、少年サポートセンター設置の背景には、①少年の犯罪、触法に対するハードな対応（捜査による事件化）ではない、事前のソフトな対応（福祉ケースワーク的介入）のニーズが高いこと、②児童相談所が、児童虐待相談対応件数の急増により、非行（触法）相談が手厚くできないという事態にあり、他方、校内暴力事案の増加により学校崩壊を来す中学校が存在すること、があるという（創造的研究推進事業研究開発プロジェクト「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」2009～2012）。少年警察活動の領域拡大は、非行予防に権力的な視点を求める市民、学校教育や児童福祉の実務家の要請が背景にある。児童相談所の機能不全を警察が補うという現実の問題であり、非行予防における警察と児童福祉機関の役割を再検討する必要がある。

警察発信の連携は、警察の捜査機能が持つ自己目的性、独立性、強権性、秘匿性、不確実性、法的厳格性、完璧性という性格（田村正博「警察の組織と行動の特性と他機関連携のための施策について」早稲田教育評論 26-1、2012）による制約を受ける。すなわち、児童福祉機関との対等な連携関係をそもそも予定できないものであると考えられる。